

# 企画競争説明書

業務名称：エチオピア国科学技術のための算数・数学理解プロジェクト

案件番号：180499

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国科学技術のための算数・数学理解プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2023年8月下旬

第1/2期：2019年2月下旬～2021年8月下旬

第2/2期：2021年9月上旬～2023年8月下旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）

に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とし、

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jioa.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

６ 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jlca.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

７ プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年１月１１日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

広報に係る経費

**【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて**

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- |         |     |              |
|---------|-----|--------------|
| a) ETB  | 1 = | 4.097640 円   |
| b) US\$ | 1 = | 113.385000 円 |
| c) EUR  | 1 = | 129.024000 円 |

5) その他留意事項

**8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法**

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/算数・数学教育
- b) 算数・数学教材作成
- c) 算数・数学カリキュラム分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 91.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月4日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：算数・数学教育に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/算数・数学教育）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：算数・数学教育に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 算数・数学教材作成】

a) 類似業務の経験：算数・数学教材作成に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 算数・数学カリキュラム分析】

- a) 類似業務の経験：算数・数学カリキュラム分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全世界での業務の経験。
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事者人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。
- (○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月17日(木) 14:30～17:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 209会議室

### 3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

#### a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

#### b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

プロポーザル評価表

別紙

エチオピア国科学技術のための算数・数学理解プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/算数・数学教育	(21.00)	(10.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(10.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	( 6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	3.00
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 算数・数学教材作成	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 算数・数学カリキュラム分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

### 【第3 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景

エチオピアの連邦教育省（以下、「エチオピア教育省」という。）は初等教育の完全普及を目標として量的拡大に取り組んだ結果、第5次教育セクター開発計画（Education Sector Development Program V（2015/16-2019/20）。以下、「ESDP V」という。）によれば、2013/14年度には、児童が7歳に達した時点での初等教育第1学年への入学については完全普及を達成したとしている。しかしながら、ESDP Vでは、教育の質向上が課題として残されているとし、後期初等教育（第5-8学年）に進級出来る割合は約半分であり、さらに初等教育最終学年（第8学年）を卒業出来る生徒は入学生徒数の約1/5と低いなど、入学から卒業までの児童の学校残存率（内部効率）に課題があるとしている。さらに、4年毎に実施される全国学力調査（National Learning Assessment。以下、「NLA」という。）の結果について、世界銀行が行った分析では、2015年に行われた初等教育第4学年、第8学年における各教科のテストにおいて、第8学年の英語教科を除く全ての教科において基礎的な学習内容を習得していないとされる児童の割合が1/3から1/2にも及ぶなど、教育の質は著しく深刻な状況である。

エチオピア政府は、現行の国家開発計画「成長と移行計画Ⅱ」（Growth and Transformation Plan II（2015/16~2019/20）。以下、「GTPⅡ」という。）において、経済産業構造を農業中心から工業へ移行するビジョンを掲げており、その目的の達成に向け競争力の高い産業人材の育成に焦点を当てた教育政策（ESDP V）を実施している。ESDP Vでは、国家政策に沿って経済発展に資する人材を養成するために理工系人材強化を重視することを明示し、初・中等教育における理数科教育の振興及び改善を重点に掲げている。また、ESDP Vでは、上記の深刻な現状を受け、教育の質の向上に注力することが示されている。具体的には、各国・国際機関からの援助を受け実施している「教育の質改善プログラム（General Education Quality Improvement Program/ GEQIP 1:2008-13, GEQIP 2: 2014-17）」において、「カリキュラム・教科書・評価開発」、「教員開発」、「教育行政マネジメント」など包括的な取り組みを行っている。

JICAはこれまで、エチオピアの基礎教育セクターに対して、「中等理数科強化案件」（2011-2014年）を通じた中央教師教育支援、「理数科教育アセスメント能力強化案件」（2014-2017年）を通じた試験システム改善支援を行い、それぞれの分野において幅広い人材育成とともに、教員研修コンテンツや試験問題サンプルといった成果品を通じて、エチオピア政府から高い評価を受けてきた。これまでの実績を受け、今回新たに同国教育省からは、現在の教育課題の中でも特に問題となっている初等教育、とりわけ算数分野の教育強化に関する支援が要請された。

このような背景のもと、JICAは2017年5月と2018年10月に、2回の詳細計画策定調査を実施した。本事業では、エチオピア教育省の実施する質向上の取り組みのうち、理数科分野の初等教育段階における理数科教育の質向上を図ることとし、2018年11月に討議議事録（R/D）を締結した。

#### 2. プロジェクトの概要

以下が今回実施するプロジェクトの基本構成となる。なお、各成果の概要や、成果発現を目指す各学校グループの説明については、後述の項目5「実施方針」と項目7「業務の内容」の中で、詳しく説明する。

- (1) プロジェクト名  
科学技術のための算数・数学理解プロジェクト
- (2) 上位目標  
モデル校が置かれているクラスター（近隣5-6校程度の集まり）において、所属するクラスター校生徒の学習効果が向上する。
- (3) プロジェクト目標  
算数・数学教科における生徒の学習効果向上モデルが開発される。
- (4) 期待される成果
  - 1) 初等教育段階における算数・数学教育成績不振の原因が分析される。
  - 2) 生徒及び教師用授業補助教材が、初等算数・数学教育（第1～8学年）において作成される。
  - 3) モデル校において、生徒及び教師用授業補助教材使用に関する好事例が発掘される。
  - 4) 学習効果向上における全国普及モデルが、評価校において実践され、その評価がされる。
  - 5) カリキュラム・教科書改訂に係る提案がまとめられる。
- (5) 活動の概要
  - 成果1) 初等教育段階における算数・数学教育成績不振の原因が分析される。**
    - (1-1) 教育の質改善を目的としてカリキュラム・教科書を分析する。
    - (1-2) 現況調査を実施する。
    - (1-3) 現況調査の結果を分析する。
    - (1-4) 誤答分析を含む様々な原因分析を行う。
    - (1-5) 授業観察を実施する。
    - (1-6) 成績不振の原因をまとめた調査結果を取り纏める。
  - 成果2) 教材開発校において、生徒及び教師用授業補助教材が、初等算数・数学教育において作成される。**
    - (2-1) 上記分析から生徒及び教師用授業補助教材に係る提案を得る。
    - (2-2) 生徒及び教師用授業補助教材をドラフトする。
    - (2-3) 教材作成過程における経験共有ワークショップを実施する。
    - (2-4) 生徒及び教師用授業補助教材を開発する学校を選定する。
    - (2-5) 生徒及び教師用授業補助教材を各州教授言語に翻訳する。
    - (2-6) 生徒及び教師用授業補助教材を印刷する。

**成果3) モデル校において、生徒及び教師用授業補助教材使用に関する好事例が発掘される。**

- (3-1) モデル校を選定する。
- (3-2) 生徒及び教師用授業補助教材について教員研修を実施する。
- (3-3) 生徒及び教師用授業補助教材の実施について校長を研修する。
- (3-4) 日頃の授業実践モニタリングについて地方行政官を研修する。
- (3-5) 日頃の授業実践助言について教員養成大学教官を研修する。
- (3-6) 生徒及び教師用授業補助教材を配布する。
- (3-7) 生徒及び教師用授業補助教材を試行する。
- (3-8) 生徒及び教師用授業補助教材を最終化する。
- (3-9) 既存の現職教員研修枠組みを用い教員間の情報交換を促す。
- (3-10) 事業進捗状況に関し関係者間の打ち合わせ機会を設ける。
- (3-11) 事業進捗状況をモニタリングする。
- (3-12) 経験共有ワークショップを開催する。
- (3-13) 実施経験をクラスター校に共有する。

**成果4) 授業補助教材の活用に関する全国普及モデルが評価される。**

- (4-1) 全国普及モデル作成に向けた好事例が発掘される。
- (4-2) 全国普及モデルを作成する。
- (4-3) 全国普及モデル評価のための枠組みを策定する。
- (4-4) 評価校を選定し、普及モデルの実践を行う。
- (4-5) 全国普及モデルの評価を行う。

**成果5) カリキュラム・教科書改訂に係る提案がまとめられる。**

- (5-1) 成果1での分析からカリキュラム・教科書への提案を得る。
- (5-2) 上記提案を生徒及び教師用授業補助教材に反映させる。
- (5-3) 生徒及び教師用授業補助教材で実践を行う。
- (5-4) 生徒及び教師用授業補助教材の実践から教訓を得る。
- (5-5) 教訓を取り纏める。

**(6) 対象地域**

本案件では、地域間格差への配慮及びモデルの全国普及を目的とし、モデル校を設置する州（モデル州）を4州選定し、活動を行う。現時点では、アディスアベバ特別市／オロミア州／南部諸民族州／アファール州の4州をモデル州として想定しているが、正式には案件開始後の決定とする）。そのうえで、各モデル州に下位校であるレベル1と上位校であるレベル3からなる2校（合計8校）を設置したうえで、各学校にてモデルの開発を行う。

**(7) 関係官庁・機関**

和文：教育省、理数科改善センター

英文：Ministry of Education, Mathematics and Science Improvement Center (MSIC)

MSIC は初中等教育における理数科改善を所掌し、本事業についても直接的な



実施機関となる。

### 3. 業務の目的

「エチオピア連邦民主共和国科学技術のための算数・数学理解プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2018 年 11 月に締結した R/D に基づいて実施される「科学技術のための算数・数学理解プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針」及び「6. 留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針

#### （1）本案件の特徴及び期待される成果

本案件では、選定されたモデル州において、算数・数学のモデルとなる初等学校（1 年～8 年）を 2 校設定し、それらの学校において、新しい教授方法や生徒の学力を上げるための施策を実施することで、最終的に全国に普及させるための学力向上モデルを作り上げることを目的としている。具体的には、算数・数学教科（1 年～8 年）において、エチオピア初等教育レベルの生徒が抱えている問題を分析した上で、その対処方法に即した「生徒及び教師用授業補助教材」<sup>1</sup>を作成し、モデル校で実践する。なお、生徒用向けに作成する学習帳は、返却制の貸与方式とし、生徒が直接的に書き込むことは想定しない。

作成する授業補助教材、及び教材を活用したモデル校での実践では、前期初等段階（1 年～4 年）及び後期初等段階（5 年～8 年）それぞれの中で、現行カリキュラム内での指導項目を網羅するという前提において、学年を跨ぎ各指導項目の指導順を変えることが可能である旨、エチオピア教育省と合意している。このため本案件では、現時点におけるエチオピアのカリキュラム構成を考慮した上で、日本の経験に基づいたカリキュラム構成の知見を最大限有効に使い、生徒の学習効果向上に資する取り組みを実施する。

エチオピアでは、2022 年より基礎教育分野におけるカリキュラム改訂を予定しており、本案件は算数の新カリキュラムにおいて具体的提案を示す案件として、先方政府に認識されている。このため、本案件の実施を通じて提供される初等算数の新カリキュラム案と教材は、エチオピア教育省に正式採用される可能性も高い。よって本案件では、新カリキュラムのプロポーザルと教材一式をいずれも成果品として完成・提出し、エチオピアにおける新しい算数カリキュラムと教科書のプロトタイプとして正式に採用されることを目指す。

<sup>1</sup> 今回の案件で作成する「生徒及び教師用授業補助教材」とは、「生徒用学習帳」と「教師用指導書」にて構成される。

## (2) 協力の成果を発現していくためのシナリオ

本案件の構成としては、成果の進捗に従い、以下3層の学校グループを舞台に、活動を展開する。

- 「教材開発校」(主に成果2で実践：オフィス近隣より数校選定)  
教材開発校は、プロジェクトサイト近隣に設置する数校の学校で、補助教材開発の過程において、現場からの情報収集を行いつつ、新たな教材の試行・検証・改善を繰り返す場とする。
- 「モデル校」(主に成果3で実践：モデル4州で各2校、計8校選定)  
モデル校は、教材開発校での試行を通じて完成した初稿版補助教材の、教室現場での初実践(通年での活用)を行う学校であり、同時に各州の背景に合わせた具体的実践事例を、モデルとして確立する場とする。
- 「評価校」(主に成果4で実践：モデル校以外から別途選定)  
評価校は、モデル校での実践を通じて確立した新教材の実践モデルを基に、エチオピア全国における普及可能性を検証するための学校であり、生徒の学習に対する具体的なインパクトを測定する場とする。

本案件は、上記3段階の学校現場(教材開発校→モデル校→評価校)における実践を通じて、補助教材作成から効果・普及の可能性(汎用性)を担保する構成となっている。特に、第3段階の評価校における試行において確実に効果を出すために、教材の質と州及び郡(Woreda)レベルでの支援体制が重要になる。

本案件のカウンターパート機関(理数科改善センター：MSIC)には、既に派遣中のJICA長期専門家(理数科アドバイザー)が在席しており、本案件では対等な立場で協働する形での実施を想定している。長期専門家は、現地での調査分析/先方関係者との調整/モニタリング等、特に現地で行われる活動を中心に、本案件に対して積極的支援を行うToRを有する。成果品の品質管理の責任はコンサルタントが負うこととするが、コンサルタントは教材を含む成果品を準備段階から長期専門家と共有し、同専門家の助言を受けながら成果品の質を高めることが期待されている。

## (3) 「学習効果向上モデル」の定義

プロジェクト目標にある「学習効果向上モデル」とは、プロジェクトで作成する「生徒及び教師用授業補助教材」を、一般の学校現場でも有効に活用するための実践方針として開発するものである。具体的には、「補助教材活用に必要とされる教員研修」、「教室における補助教材の活用事例」、「進捗管理のための単元モニタリング手法」等がある。こうしたモデルの構成要素は、各モデル校での補助教材実践を通じ整理・抽出されるが、最終的にはそれぞれが一般化され、「教員研修コンテンツ」、「教室実践事例集」、「モニタリング実践マニュアル」等の一連のパッケージとして具現化する。本案件で開発する「学習効果向上モデル」が、上記一連の実践パッケージとして一般化・具体化されることで、他の学校への紹介・導入が可能となる。これを持って、最終的に、新規教

材の全国普及を通じたエチオピアの算数学習の効果発現を目指すものである。

## 6. 留意事項

### (1) 案件管理と広報への対応

#### ① 進捗報告・定期モニタリング方法

本事業においては、JICA が中間レビュー及び終了時評価を実施せず、コンサルタント及び直営で派遣される長期専門家を含むプロジェクト関係者が、プロジェクト進捗管理・モニタリングを定期的実施することとする。また、JICA は運営指導調査や合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) において、懸案事項等の確認やそれらの解決策の検討について確認する。このような解決に向け、案件実施期間を通じて適切にモニタリングを実施するよう工夫し、定期的に教育省、州教育局関係者及び JICA へ報告を行うこと。また、報告の際は、PDM、PO により進捗確認を行い、別途 JICA が定めるモニタリングシートを教育省と共に作成し、JCC 等の開催に合わせて関係者間での事業進捗や成果発現状況、懸案事項等の確認を行い、問題の解決を図ること。

#### ② 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容及びその成果をエチオピア及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に務めること。広報媒体としては、テレビ・ラジオ・新聞・ニュースレター・ポスター・ホームページ・プロモーションビデオ等が想定されるが、広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法については業務期間中適宜、JICA に対し別見積もりとして提案すること。また、広報活動の際には、ジェンダー視点に配慮するよう留意すること。さらに、同プロジェクトに関する既存の HP や JICA が開設する技術協力ホームページ (日本語・英語) のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。また、案件活動に関連する情報発信の場として、各種セミナーや国際会議等を通じ、プロジェクトの成果発表等にも積極的に取り組む事が望ましい。

#### ③ 本邦での会議及び現地会議

JICA の指示に従い、本業務に関連し開催される本邦での会議及び現地会議に出席し、必要に応じ会議資料及び議事録を作成・提出する。特に連邦教育省計画局は各ドナーの協力に関して把握する目的から、月 1 回程度の頻度で定期的にプロジェクトの進捗報告を行うこととしていることから、C/P と協議の上、同進捗報告に対応する。なお、現地での C/P との協議について及び関係者への進捗報告については、適宜メモランダムを取り交わす等、協議・合意事項については必ず文書を作成・確認することとする。

#### ④ JICA が実施する調査に対する協力

JICA は、本業務期間中、プロジェクトの運営指導調査の実施を予定してい

る。同調査の実施に際し、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理・提供すると共に、実務上可能な範囲で、現地調査に必要な便宜を供与するものとする。なお、本調査はプロジェクトの進捗状況に応じてその実施時期を調整する。

## (2) その他

### ①理科に関する支援の整理

先方からの当初要請は、初等 8 学年分の算数と理科の 2 教科に対する支援であったが、本案件では、限られた期間で確実に効果を出すために、算数・数学一教科に支援を限定した。また、第 1 学年から第 8 学年の初等をすべてカバーすることにより、初等の算数・数学における学力の向上を確実に目指す。

しかしながら、エチオピア側は、理科に対する支援を強く期待していることから、JICA は、本契約とは別に実施する本邦研修の参加者に MSIC の理科担当者を含め、さらに現地における教材作成の際、理科担当官もオブザーバーとして参加させることでも合意している。本合意に基づき、算数補助教材作成のプロセスにおいては、適宜理科担当官とも知見を共有しながら業務を行うこととする（本プロジェクトで理科教材を作成することは無く、算数補助教材を作成する過程を理科担当官にも適宜共有することが意図されている）。

### ②持続可能性

これまでにエチオピアで行われた技術協力からの教訓として、州レベルの関係者を早い段階から巻き込み能力強化を行わない限り、現場でのフォローが不十分になることが予想される。本案件では持続可能性も考慮し、州レベルの関係者の巻き込みと共に、各活動を行ううえで必要とされる能力の強化を積極的に行う。具体的には、州レベル教育局 (REB) の行政官や、教員研修機関 (GTE) 算数講師と連携し、彼らに対する能力強化のための研修などを実施しながら、選定されたモデル校のフォロー体制を確立する。

財政面については、プロジェクト終了後の持続可能性を考慮し、原則として、「プロジェクト終了後も継続して行われることが期待される活動」については先方負担、「プロジェクト期間中のみ実施される活動（人件費及び日当宿泊などの手当てを除く）」についてはプロジェクト負担（JICA が支払う）とする。なお、本案件においては、エチオピア側人材がプロジェクト活動に従事するために必要な費用（人件費、日当宿泊・交通費など）については、原則先方負担とすることで合意している。

### ③プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について長期専門家とも相談し、適宜 JICA に提言することが求められる。特に、プロジェクト計画 (PDM 等) と進捗の相違

が生じた場合は、その原因や対応策を JICA に提示する。JICA は、これら提言について検討し、適宜必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### ④ジェンダー／平和構築／障害者配慮

本プロジェクトでは、ジェンダー／多民族対応／障害者配慮の視点についても十分配慮する。また、本案件で実施するベースライン調査については、全ての調査項目について男女別にデータを取得・分析し、ジェンダーギャップを最小化するための配慮をできる限り成果品にも反映する。さらに、本プロジェクト活動において実施する各種教員研修については、現地の状況を踏まえながら、参加者構成や研修開催時間、使用する教材等について、ジェンダーに配慮したものになるようにすること。

#### ⑤他ドナー（GEQIP）の存在とその連携

世界銀行は、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）、国連児童基金（ユニセフ）、米国国際開発庁、イタリア、フィンランド、などと共同で、総額：550 百万 US ドルのセクタープールファンド（GEQIP 2）を実施し、教育省の政策実施支援を行った。2017 年 12 月からは、GEQIP 2 の終了を待たず、後継となる GEQIP-E が実施されている。本プールファンドは、結果ベースの資金協力形態をとるグラント型支援だが、教育省政策を支援する他ドナーの活動についても支援対象となる。このため、本事業で作成する補助教材の印刷や学力向上のモデルスケールアップが、本プールファンドと連携する可能性が高い。業務期間中は、コンサルタントは現地の長期専門家を通じて、常に他ドナーの動向、特に GEQIP 関連の情報を確認し、JICA に対する情報提供や、必要とされる実施方針への提案を行う。

#### ⑥直接・間接裨益者

直接裨益者は、モデル校及び評価校における教員及び生徒とする。各モデル校には、約 5-6 校程度のクラスター校があり、それらクラスター校にも補助教材を配布する計画のところ、それら学校に在籍する教員及び生徒が間接裨益者となる。また、州レベルでの実践に際しては、教員養成校（CTE）や、州・ゾーン・ワレダにおける教育行政官に対しても研修を行うため、これらの人材も間接裨益者となる。

本活動の中心をとなる連邦政府レベルのカウンターパート（C/P）は、教育省理教科改善センター（Math and Science Improvement Center: MSIC）から、算数分野専門の 4 名を含む計 7 名が従事する。加えて、カリキュラム局／教師教育局／試験局からも各 1 名が加わりチームを構成する。

## 7. 業務の内容

成果 1～5 に関するプロジェクト活動（1-1）～（5-5）を行う。なお、業務の内容における留意すべき事項、特記事項は下記のとおり。

## (1) 【案件開始に際して必要な活動】

### ① プロジェクト実施体制の整備

プロジェクトの実施体制と各自の役割については、JICA 課題部や現地事務所からの指示の下、直営長期専門家や現地 C/P、コンサルタントの間で確認する。なお、直接の C/P 以外の教育省内外の関係者の理解や積極的な関与を促すため、職務、役割分担を JCC で周知し、必要な通達等の発出を支援する。

### ② 必要機材の確保

本案件に必要なとされる以下の機材は、初回渡航前に当たる 2019 年 4 月上旬までに、JICA 側により調達が行われる予定である。コンサルタントは現地にてこれらを事業用物品として受領し、適正な管理の下、案件活動に利用する。なお、本機材にかかる維持経費や消耗品（ガソリン代／トナー／コピー用紙等）は、いずれも契約内にてコンサルタント側で調達を行う。

<必要機材：予定>

● パソコン	10 台（現地 C/P 用）
● プリンター	2 台
● コピー機	1 台
● 印刷機	1 台
● 車両（4×4）	2 台

### ③ プロジェクト評価の枠組みの検討

本プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、アウトプット、それぞれについて、評価のためのデザインを検討・確認し関係者間で合意する。その際、エチオピア国内で入手可能な教育指標（全国抽出学力調査など）なども含め、最大限有効に活用することも検討する。プロジェクト開始段階において、評価に必要なプロジェクトとして入手すべき情報を明確にすることで、後述する評価調査の実施に繋げる。なお、評価デザインの検討を行った結果、PDM の指標に修正が必要と判断される場合には、適宜、対応方法について JICA に提言を行うこと。

## (2) 【設定された各契約期間における活動】

### 【第一期契約期間：2019 年 2 月下旬～2021 年 8 月下旬】

#### ① 成果 1 に関連する業務（2019 年 2 月下旬～2019 年 8 月下旬）

##### 初等教育段階における算数・数学教育成績不振の原因分析

本案件では、「生徒及び教師用授業補助教材」を構成する「生徒用学習帳」及び「教師用指導書」の質が鍵となるが、この種の補助教材はエチオピアにおいては存在しないため、プロジェクトを立ち上げてから最初の 6

カ月間はエチオピア側の状況分析を行い、このような補助教材の意義を認識する時間を確保する。本分析は「エチオピアのカリキュラム開発に資する」ことを目的に実施し、現在のエチオピアの算数の指導現場における課題につき、多角的な視点から分析を行うことが期待されている。

分析では、実際の現在エチオピアで利用されている教科書やカリキュラムを対象とした分析を行う。コンサルタントは、長期専門家の助言を受けながら、算数の系統性を中心に、現行のエチオピア教科書やカリキュラムの内容構成について分析を進める。その上で、日本の教科書との比較を視点に分析を行い、作成する「生徒用学習帳」と「教師用指導書」の構成を検討する。また、長期専門家とともに、現状における児童の算数学力を把握するための現況調査や、実際の算数授業の観察を実施する（対象校数や手法に関して、C/Pと合意の上で調査を実施する）。調査項目は、学力や知識レベルといった客観的に測ることができる指標を含めることとする。聞き取り調査など定性的なデータを用いる場合、単なる主観的な意見に留めず、客観性を高めるための工夫を行う。これらの結果から、初等算数分野の不振の原因を踏まえ、エチオピアのカリキュラム開発に資する分析結果として提案をまとめる。

#### 成果1における成果品／報告書

- エチオピア算数指導における現況調査報告書

上記記載の調査を行った結果を報告書にまとめる。具体的な記載項目としては、カリキュラム構成やシラバス記載内容、教科書の分析結果のほか、実際の学校現場にて実践した授業分析や、教員からの聞き取り調査、さらに生徒の学力／誤答分析等の、多角的な視点から取りまとめを行うことが期待されている。実際の報告書の構成や、必要な分析内容については、コンサルタントからも提案を行うこと。

- 初等算数カリキュラム改善提案書（初稿）

カリキュラム改善提案書では、上記調査報告書の内容を踏まえ、エチオピアにおける初等算数・数学における低学力の原因分析を行う（ベースライン調査に関しては、データセットも併せて提出すること）。この分析結果を踏まえた上で、カリキュラム改善のための初回提案を行う。具体的には、算数学習の妨げになっていると思われる現行の算数カリキュラムや教科書の課題点を特定し、新たに作成する1-8学年までの補助教材の章立て（案）を明記する。特に補助教材の章立てについては、その後の教材作成の基本情報となるものであり、日本型の配列や構成を踏まえた内容とする。

#### ② 成果2に関連する業務（2019年9月上旬～2021年8月下旬）

##### 初等算数教材（第1～8学年）の作成

成果1での分析結果を踏まえ、続く成果2では実際の補助教材開発と作成を行う。調査・分析結果を基に作成方針を定め、JICA本部を含む関係者間の共通理解を図った後、補助教材の作成を開始する。補助教材の開発で

は、プロジェクトオフィスからアクセスが容易な学校を「教材開発校」として（下位校であるレベル1と上位校であるレベル3の両方から各1-2校を）選定し、補助教材開発の過程において、現場からの情報収集と試行・検証・改善を繰り返す場とする。なお、成果2のプロセスで選定された教材開発校が、成果3のプロセスで再度モデル校として選定されることは妨げない。

開発プロセスにおいては、長期専門家を含む日本人専門家と、連邦政府C/Pがチームを組んで、これに取り組む。この過程においては、長期専門家とともにエチオピア側の巻き込みを十分に図りながらも、具体的な補助教材作成作業（主にコンサルタントが担当）と、エチオピア側への教材適応とキャパシティ強化のための活動（主に長期専門家が担当）をそれぞれ担当することで、補助教材の質が損なわれないように留意すること。

開発する補助教材は、基礎的な算数指導に不可欠とされる系統性に準拠した構成とし、数概念の形成や正しい四則演算の獲得を重視した効果的な内容とすることで、将来的に教科書のように使われることを想定している。今回の補助教材では、1年から4年、また5年から8年の間において、学年のカリキュラム（指導トピック）を跨いだ教材を作成する方針で、エチオピア教育省との合意が取れており、算数の系統性を重視した補助教材の作成が可能となっている。

補助教材作成のスケジュールとして、成果1の分析期間の後、2019年9月から2020年8月までの1年間にて、第1～4学年の教材を作成する。続く2021年9月から2021年8月までに、第5～8学年の教材を作成する計画とする。なお、開発する補助教材第一ドラフトは、日本人コンサルタントが日本や他国での実践を通して得た知見をベースに、日本人主導で作成することを想定している。他方、補助教材の開発校にて行われる試行・確認プロセスでは、長期専門家を中心とし、現地関係者との協力・合意を得て進めることが想定されている。

開発する補助教材の第一ドラフトは英語で作成するが、モデル校導入時に各州に対応した現地語翻訳を行う。なお、本翻訳に係る現地再委託については、別見積もりとする。

## 成果2における成果品／報告書

### ● 生徒及び教師用授業補助教材

成果2の補助教材開発では、エチオピアの既存のカリキュラムに基づいた初等1-8年生の算数・数学における「生徒及び教師用授業補助教材」を作成する。補助教材は「生徒用学習帳」及び「教師用指導書」の2点で構成され、これらを各学年別に作成する。エチオピアの既存カリキュラムや教材における算数の内容配列は、必ずしも生徒の学力レベルに即していない（一例として、かけ算が初等1年生の学習内容となっている）が、今回の成果品では、先述の通り学年間を跨いだ構成とすることが認められている。よって、今回開発する補助教材では、日本のカリキュラム等を参考に、算数の系統性に留意して、現地の児童が無理なく学習できる内容にまとめる。



生徒用学習帳の具体的内容としては、各学習項目の要点をまとめた説明文と練習問題を中心とし、理解度確認用の単元テストや、応用演習なども豊富に含めることとする。また、教師用指導書は、学習帳の記載内容に対応させる形で、日本の教科書指導書に倣い、各単元の指導ポイントや練習問題の進め方につき、それぞれ解説するものとする。学習帳及び指導書の分量は、成果1での分析結果等を踏まえC/Pとの協議により決定されるが、現時点での目安として、学習帳は1学年あたり200-250ページ程度、指導書は各学年の学習帳のページ数に、1学年あたり50-100ページ程度の情報量を追加した分量を想定している（全体分量は、各学年の内容を反映し、それぞれ増減可とする）。

なお、7-8学年の補助教材開発においては、JICAが過去に実施した理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト（LAMS：2017年9月に終了）で作成した算数ワークブックがあるので、当該学年分は本成果品を効果的かつ効率的に利用することとする。

### ③ 成果3に関連する業務（2020年9月上旬～2021年8月下旬）

#### モデル校における教材活用実践と好事例の発掘（1-4学年分）

成果2で完成された補助教材は、次にモデル州内のモデル校において、通年での実践段階に入る。モデル州は、地域間格差に配慮し、現時点では暫定的に「アディスアベバ特別市」「オロミア州」「南部諸民族州」及び「アファール州」の4州を想定している。各モデル州では、それぞれ下位校であるレベル1と、上位校であるレベル3から、それぞれ1校ずつをモデル校として選定する。よって本案件では、モデル4州に対して各2校、計8校のモデル校を選定することとなる。

なお、正式なモデル州とモデル校の選定は、成果1の現状調査報告の結果等も踏まえ、以下の選定基準に沿う形で、モデル校実践導入の約半年前（案件開始後1年）を目途に開催される現地JCCにて、エチオピア側と日本側の合意のもと確定する。

#### <モデル州選定基準>

- 対象州の教員養成校（CTE）と州教育局（REB）の関係者が、案件のコンセプトにつき十分理解し、活動に対する協力姿勢を有していること。
- 活動において州の負担となる経費（CP人件費／日当／宿泊費など）の負担につき受け入れ可能であること。
- 首都アディスアベバよりアクセスが比較的容易であること。
- JICAの安全基準に合致すること。

#### <モデル校選定基準>

- モデル校の校長や教師が、いずれも案件のコンセプトを十分に理解し、活動に対する協力姿勢を有していること。
- モデル州内の教員養成校（CTE）と州教育局（REB）に、それぞれ距離的に近いこと。
- 選定されるレベル1の学校とレベル3の学校が、それぞれ地理的に近

いこと。

補助教材のモデル校導入に際しては、既に派遣中の長期専門家やコンサルタント、連邦政府カウンターパートに加え、各州の養成校（CTE）算数講師や地方教育局（REB）からも主体的な参加を得る。各モデル校では、新しい補助教材を導入する各学期前の休暇期間中を利用して、各校の算数指導教員を対象とした、補助教材導入のための約1週間の導入ワークショップを実施する。この導入ワークショップでは、学期内に指導するすべての算数単元につき、教員同士で集中的に授業を実施することで、新教材での指導法に対する理解を深め、同時に教材に必要な修正を加える機会とする。

補助教材導入後のモデル校では、連邦政府のチームにCTEとREBも加わり、モデル校での教材実践に関するモニタリングを実施する。モデル校は、新しい補助教材の通年実践を初めて行う舞台となる。授業開始後のモデル校では、学期期間中の進捗を把握し、児童の学習プロセスの記録と理解度把握、また実際の活用における日々の課題や好事例の抽出を行う。これらの活動を4州8校のモデル校で行い、それぞれ地方の状況と背景（上位校／下位校、都市型学校／地方学校）を踏まえた上での、補助教材活用の実践モデルの確立を目指す。関係者に対しては、適宜必要な研修・ワークショップを行う。補助教材導入後は、既存の校内研修の仕組みを有効に活用しながら、モデル校での実践が強化されるよう支援する。モデル校のモニタリングでは、長期専門家とコンサルタント全体で取り組むが、コンサルタントの不在時期には、長期専門家と現地カウンターパートで対応する。

モデル校では、2020年9月から2021年8月までの1年間で1-4学年分を作成する（5-8学年は、続く第二期契約において作成）。モデル校での実践は、それぞれの背景に応じた新しい補助教材の導入事例として、全国普及モデルとしてまとめ、各モデル校の近隣クラスター校に教材と共に拡大共有される。全国普及モデルは、配布する補助教材の数量／導入研修の期間／モニタリング頻度／フォローアップ手法／関係者の業務量といった周辺環境につき、各モデル校の実践を通じて抽出されるが、原則エチオピア側だけの投入を想定したモデルとして確立されねばならない。

**成果3における成果品／報告書**

成果3における成果品／報告書は、第二期契約にて準備・提出する。

**【第二期契約期間：2021年9月上旬～2023年8月下旬】**

④ 成果3に関連する業務（2021年9月上旬～2021年8月下旬）

モデル校における教材活用実践と好事例の発掘（5-8学年分）

成果3での業務詳細は上述の通りだが、第二期契約においては、前期までに開発された5-8学年分の補助教材のモデル校実践を行う。そのうえで、モデル校で最終化された全学年分の補助教材につき、全国への拡

大を意図し、全国7言語分への翻訳も行う。

そのうえで、経験共有を目的とした全国の関係者を対象としたワークショップも開催する。本ワークショップは、長期専門家が中心となって企画するが、コンサルタントも立案段階から積極的に関与し、ワークショップに参加することが求められる。

### 成果3における成果品／報告書

#### ● モデル校実践報告パッケージ

今回のプロジェクトで開発を意図している学習効果向上のための全国普及モデルでは、新たに開発する補助教材を有効活用するための方針を示し、それをパッケージとして具現化する事を意図している。各モデル校では、固有の実践事例が得られるが、これをモデル校以外の学校にも適応可能な内容に一般化したでパッケージとしてまとめる。具体的には、教員が新たな補助教材を導入する上で最低限必要な教員研修のコンテンツと実施タイミング、モデル校における教材実践の好例 DVD、地方教育局や教員養成校のスタッフを動員するモニタリング実践マニュアル等を、パッケージの構成要素として想定している。

このほか、モデル校への介入実践から得られた知見等を活かし、エチオピアにおける補助教材活用についての提言についても報告としてまとめる。

### ⑤ 成果4に関連する業務（2021年9月上旬～2023年8月下旬）

#### 学習効果向上における全国普及モデルの評価

成果3を通じてまとめられた全国普及モデルは、続く成果4において、エチオピア側のイニシアティブにて全国に普及される状況を想定した評価プロセスに進む。上述の通り、全国普及モデルの評価活動は、エチオピア側を中心に進められるが、現地の長期専門家も関与し支援する。一方で、得られた評価結果の分析作業においては、コンサルタントが主体的な役割を果たすことが期待される。対象校の規模や地域を含めた評価手法については、統計的デザインの活用などを検討したうえで、具体的評価の手法につきプロジェクト活動の一環として定義・提案する。

評価対象とする「評価校」の規模については、評価実施の半年前に実施されるJCCの場において、現地CPとの合意のもとに決定する。これらには上記のモデル校は含めず、また実施対象はモデル州のみに限定しない。

### 成果4に関連する成果品／報告書

#### ● 全国普及モデル評価報告書

最終的なモデルの評価を実施し、結果を報告書に取り纏める。また、本件評価に利用したすべてのデータセットについても併せ提出する。

### ⑥ 成果5に関連する業務（2021年9月上旬～2023年8月下旬）

## カリキュラム・教科書改訂に係る提案とりまとめ

以上、成果1から4までの活動を踏まえ、新しい補助教材導入に関する全国普及モデルを確立し、その詳細と共に具体的な実践例を取り上げ、将来的な全国普及における基礎資料として最終報告書にまとめる。本プロジェクトの上位目標は、モデル校が所属するクラスターに含まれる学校における学力の向上となっている。エチオピアでは、小学校卒業試験といった国家試験や、全国抽出学力調査などが行われているが、これらの実施状況なども精査し、本上位目標を検証する手立てを検討する。

また、本案件の主要成果となる補助教材は、長期的にはエチオピアにおいて教科書として使われることを目指している。よって本案件では、補助教材の作成・実践プロセスで培われた経験を踏まえ、エチオピア初等算数教育における今後のあるべき教科書・カリキュラムを検討・提案し、教育省にプロポーザルとして提出する。もってエチオピアの算数教育における、長期的な教育の質改善に貢献する案件となることを目指す。

## 成果5における成果品／報告書

### ● 初等算数カリキュラム改善提案書（最終稿）

報告書では、モデル校での成果取りまとめを受け、エチオピア初等算数・数学教育カリキュラムに関する改善の提案を行う。本提案では、モデル校での実践結果や評価校での成果なども反映し、成果1で作成した教科書・カリキュラムの改善案を、より具体的な形として提示する。

## (2)【全契約期間を通じての業務】

### ① ワークプラン（案）の作成（各契約期開始時）

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、プロジェクトの全体像を把握する。また、プロジェクト実施の基本方針・方法（PDM、PO、活動計画案、実施体制案、業務工程計画、作業フロー、モニタリングシート等）を作成し、JICA 人間開発部の承認を得た上で、ワークプラン（案）として取りまとめる。

### ② ワークプラン（案）の説明・協議（各契約期開始時）

G/Pにワークプランについて説明・協議し、協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。なお、ワークプランは、意見交換を踏まえ必要に応じて改訂し先方と合意する。なお、現地でのワークプランの説明・協議を通して、エチオピア側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的な実施体制を確定することとする。

### ③ 開発パートナー等とのワークプランの共有

現在エチオピアでは、教育開発分野のドナー会合（ETWG）が、毎月一回の頻度で行われており、ドナー関係者であれば自由参加が認められている。このような機会等を利用し、ワークプランに基づき、プロジェクト

の概要を他ドナーに紹介し、意見交換を行う。なお、教員の資質・資格向上に関連する分野を支援するドナーとしては、主に、世界銀行、UNICEF、UNESCO が挙げられる。これら機関とは、上記会合などを通じて、日ごろから十分な情報共有を行い、互いの整合性・補完性に留意する。

#### ④ 本邦研修

本プロジェクトでは、C/P の能力強化の機会として、本邦研修の実施を予定している。具体的には、日本の教科書、教師用指導書、生徒用学習帳などが活用されている学校現場を視察することで、この種の教材の意義や役割について理解する機会を設け、本案件で開発する教材の必要性、有効性および活用イメージを共有する。参加者は連邦政府の C/P に加え、モデル校の校長・教員、教員養成校 (CTE) 教科担当、地方行政官に対して本邦における算数・数学教育の実践を紹介し、本案件のモデル校における取り組みを強化することを狙っている。参加者の構成については、できる限りジェンダーに配慮する。

本邦研修は、本契約ではなく大学に委託し、2020 年から 2022 年まで各年 1 回、約 10 名を 1 カ月間程度実施することを想定している。具体的な研修先の手配は、長期専門家を中心とした JICA 側で行うが、コンサルタントからは案件の現状や進捗状況に応じた具体的な内容提案が求められる。

#### ⑤ 報告書の作成

成果品等に記載のある報告書を作成し、JCC 等の場において関係者と協議し、進捗状況、成果を共有する。

#### ⑥ 合同調整委員会 (JCC) の開催支援

プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のために JCC が設置され、半年に一度の頻度で、重要事項に係る意思決定が行われる。JCC では、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を C/P 間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させること。

#### ⑦ 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をエチオピア・日本両国の国民各層の理解促進のため、協力活動の進捗状況及び成果等を広報する。また、プロジェクト成果にかかる学術的な発信も国内外において積極的に行う (プロジェクト期間中年 1 回を想定)。

## 8. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第 1 期は契約業務完了報告書、第 2 期はプロジェクト業

務完了報告書とし、それぞれ進捗に応じて(2)の技術協力成果品を添付するものとする。また、モニタリングシートを中間成果品とし、プロジェクトの進捗状況に応じて、双方の合意に基づき部分払いを行うことがある。

モデル校でのベース及びエンドライン調査、及び、評価校インパクト調査については、この目的で収集したクリーニング済みのデータセットについてもあわせて提出すること。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

期	報告書名	提出時期	年度	部数
第1期 2019年2月下旬 ～ 2021年8月下旬	業務計画書(第1期) 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10日以内	2018	和文:4部
	ワークプラン(第1期)	2019年4月下旬	2019	英文:10部
	現況調査報告書	2019年8月下旬	2019	英文:10部
	モニタリングシート No. 1	2019年9月上旬	2019	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシート No. 2	2020年3月上旬	2019	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシート No. 3	2020年9月上旬	2020	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシート No. 4	2021年3月上旬	2020	和文:4部 英文:10部
	第1,2期契約業務完了報告書	2021年4月下旬	2021	和文:4部 英文:10部 CD-R:3枚
第2期 2021年9月上旬 ～ 2023年8月下旬	業務計画書(第2期) 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10日以内	2021	和文:4部
	ワークプラン(第2期)	2021年5月中旬	2021	英文:10部
	モニタリングシート No. 5	2021年9月下旬	2021	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシート No. 6	2022年3月上旬	2021	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシート No. 7	2022年9月下旬	2022	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシート No. 8	2023年3月上旬	2022	和文:4部 英文:10部
	全国普及モデル評価報告書	2023年8月上旬	2023	和文:4部 英文:10部

	プロジェクト業務完了報告書	2023年8月上旬	2023	和文:4部 英文:10部 CD-R:3枚
--	---------------	-----------	------	----------------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通して、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成すること。

なお、各報告書の記載項目については、JICAと協議、確認すること。

## (2) 技術協力成果品等

直接またはC/Pを支援して作成する以下の成果品等を提出する。

期	成果品名	提出時期	年度	言語
第1期	初等算数カリキュラム改善提案書（初稿）	2019年8月下旬	2019	英語
	初等算数・数学生徒用教材及び教師用指導書（成果2初稿版） ＜1-4学年＞	2020年8月下旬	2020	英語 モデル州 現地語
第2期	初等算数・数学生徒用教材及び教師用指導書（成果2初稿版） ＜5-8学年＞	2021年8月下旬	2021	英語 モデル州 現地語
	初等算数・数学生徒用教材及び教師用指導書（成果3最終版） ＜1-4学年＞	2021年8月下旬	2021	英語 全国7言語 <sup>2</sup>
	初等算数・数学生徒用教材及び教師用指導書（成果3最終版） ＜5-8学年＞	2022年8月下旬	2022	英語 全国7言語
	モデル校実践報告パッケージ	2023年7月下旬	2023	英文:10部
	初等算数カリキュラム改善提案書（最終稿）	2023年8月下旬	2023	英語

## (3) ワークプラン（業務計画書）

日本国内で入手可能な資料・情報（他国の類似案件を含む）を整理し、各契約期間におけるプロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、実態（ベースライン）状況の把握方法と調査項目案等を含む）、実

<sup>2</sup> 翻訳対象となる7言語としては、オロモ語、アムハラ語、ソマリ語、ティグリニャ語、シダモ語、ウォライタ語、アフール語を想定している。

施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA 本部（人間開発部）の承認を得た上で、ワークプランとして取りまとめる。本案件の実施においては、以下 2 回のワークプラン提出を提出することとする。

(ア) 第 1 期ワークプラン（2019 年 2 月下旬~2021 年 4 月下旬）

(イ) 第 2 期ワークプラン（2021 年 5 月上旬~2023 年 8 月下旬）

(4) モニタリングシート

別途 JICA が指定する様式に基づき、C/P を含む関係者とともにモニタリングシートを作成し、業務の進捗に応じて適宜更新を行い、半年毎に JICA へ提出する。

(5) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

(ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(イ) 活動に関する写真

(ウ) 業務フローチャート

(6) 業務完了報告書

プロジェクト終了に際しては業務完了報告書を作成・協議し、プロジェクト内外の関係者に対して、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップ、プロジェクト最終報告会等を開催する。

(7) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型様式）を提出する。



## 【第4 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2019年2月下旬～2021年8月下旬

(2) 第2期：2021年9月上旬～2023年8月下旬

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICA本部が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

全体 約101M/M（現地67.5M/M、国内33.5M/M）

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務の内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| (ア) 業務主任者/算数・数学教育 | (2号) |
| (イ) 算数・数学教材作成     | (3号) |
| (ウ) 算数・数学カリキュラム分析 | (4号) |
| (エ) 算数・数学モニタリング   |      |

なお、上記以外にも、日本算数指導に関する学術的な知見を有する人材の配置が望ましい。これらについては、業務量の目途に記載する業務量の範囲内で認めることとする。

### 3. 対象国の便宜供与

#### (1) カウンターパートの配置

(2) プロジェクトオフィスの提供（教育省からは部屋及び基本的な執務家具（机、椅子等）の提供のみであり、インターネット、プリンター等はプロジェクト経費により整備する必要がある。なお、水道光熱費については先方が負担する。）

### 4. 配布資料

(1) 詳細計画策定調査時 討議議事録（Minutes of Meeting：M/M）

(2) 協議議事録（Record of Discussion：R/D）

なお、上記配布資料以外のほか、過去にエチオピアにて実施した基礎教育に関する以下 2 案件の情報につき、JICA ナレッジサイトより閲覧可能である。  
(下記サイトに掲載のない関連報告書については、担当部署である人間開発部基礎教育グループにて閲覧可)。

- *中等理数科強化 (SMASEE) 案件 (2011-2014 年)*  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/697ACA58F50EED6F492576F6001DA435?OpenDocument&pv=VW02040104>
- *理数科教育アセスメント能力強化 (LAMS) 案件 (2014-2017 年)*  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/399647F31E9E7B8D49257D120079DA0B?OpenDocument&pv=VW02040104>

## 5. 調達機材

本案件においては、JICA より事業用物品が供与されるため、現時点ではコンサルタントによる機材調達の予定はない。提供される事業用物品については、プロジェクトの機材として C/P 機関と協力し管理を行う。物品については、本業務終了後時に JICA と協議の上、C/P 機関に引き渡すものと JICA 事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行なう。

## 6. 現地再委託

現時点で想定される現地再委託は、補助教材の印刷と翻訳、及び教材評価に係る業務である。なお、これら業務以外には、原則、現地再委託は想定しておらず、プロジェクト活動はコンサルタント及び C/P の共同作業により実施することを想定している。しかしながら、必要に応じて、円滑なプロジェクト実施のための現地アシスタントの雇用は認めることとする。

## 7. 見積もりの分離

本案件における広報活動費は、別見積もりとする。また、安全対策にかかる経費（上記、プロジェクト関係者の宿泊施設の確保等を含む）については、今後、業務もしくは安全対策の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応することとするが、プロポーザル作成時点で見積りが可能なものについては、見積価格を分けて提示すること。

## 8. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事

務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

## 10. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約、第2期契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 移動に係る経費

JICA エチオピア事務所では、本プロジェクト用車両として4WD車2台を購入する予定である。コンサルタントを含むプロジェクト関係者の移動については、原則、本車両を使用することとするが、追加で車両が必要な場合にはレンタカーで対応することとする。なお、業務開始から車両が利用可能となるまでの間はレンタカーを利用することとする。

### (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定する。

以上